

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 10 回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 こども育成部 こども青少年課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)				
開催日時		平成 26 年 10 月 12 日(金) 午後 6 時 30 分 ~ 7 時 30 分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 1 階 第 6 会議室				
出席者	委員	9 人(別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	3 人(こども育成部長、こども青少年課長、他 1 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		議 題 ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について  ( 2 ) その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 議 題

#### ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について

資料に基づき、第9回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会での協議結果を踏まえ修正した箇所について事務局より説明を行った。

前文及び条文の文言等について協議し、「(仮称)相模原市子どもの権利条例」として最終案を決定した。

前回の会議から文言等の大きな修正はなく、若干、形容詞等について委員からご指摘をいただいた。

「生命の源」という部分と「歴史や文化培われ、産業が発達した魅力あふれる都市...」という部分、下から3行目の冒頭に主語として「私たちは」を追加し、下から2行目の「希望ある未来に向けて、こどもたちが成長することができる...」という部分について文言の整理をした。

最終的な前文ということになるが、修正箇所について、確認と意見をいただきたい。

「生命の源」の部分について強調のため“ ”を入れることとしていたと思うが、それはどうなったのか。

法制部局との調整において、生命の源ということで「水」を強調していることや、“ ”という表記は例規では使用していないことから加えないこととさせていただいた。

修正箇所ではないが、「子どもたちは自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。」という部分について、「...意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。」と句点「。」で区切らずに、「...意見を表明することや様々な活動に参加し、そして、こうした経験を通して...」というように読点「、」でつなげた方がよいと考える。

委員のみなさんの意見を聞きたい。

児童の権利に関する条約などで我が国は批准をした、そこに権利として認められていることを確認しているのだろうと読み取っている。

国語的な表現で言えば、切らずにつなげて表記したほうが良いと思う。

句点「。」で区切らず読点「、」つなげてしまうと、権利として持っているのだよという宣言的なニュアンスが薄れてしまう気がする。このままの方が良い気がする。

「できます。」として句点「。」で区切った方がよい。それより、「自分自身

を大事にして他者とも尊重し合い...」の「他者とも」の「とも」が気になる。「と」又は「とともに」の方が良い気がする。

内容としては、自分を大切にしていって尊重し合う、認め合うというものである。

「とも」の「も」と、「尊重し合い」の「合い」が重なることから違和感があるのではないか。

「...自分自身を大事にし、他者とも...」として読点「、」つなげるのが良いのではないか。

「他者の権利も尊重し合いながら」とする方が明確になるのではないかと思う。

いくつか具体例について意見が出た、出来る限り、読む方全員にしっかりと理解を得られるようなものに練り上げるといふことで、ほかにもご意見があればいただきたい。

なければ、出た意見を集約する中で整理していくことで如何か。(出席委員全員了承)

先ず、1点目の「子どもたちは自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。」という部分について決めていく。

宣言的な意味合いとしてある部分であるが、文書を句点「。」で切らずにつなげた方が文書して流れるのではないかという意見である。

つなげてしまうと、ひとつの行為になってしまい宣言的でなくなる、条例であることから宣言的な方が良い。

意見表明権は権利条約の中でも重視されている権利なので、それを代表として例示し、宣言的に言うことが良いと思う。

修正の意見をいただいたが、宣言的な表現の方がよいのではないかと意見が多いので、このままの句点「。」で区切る表記とすることで如何か。(出席委員全員了承)

次に、2点目の「他者とも」の「とも」について決めていく。

やはり「とも」の「も」と「尊重し合い」の「合い」が重なり、2重に言っているように思う。「他者と尊重し合い」であれば重なった感じはない。

「自分自身を大事にして」の「して」があるから「他者とも」の「とも」が入っていると思う。

「自分自身を大事にし」とすると「とも」という表記に違和感が出る。このままの表記として、一旦「自分自身を大事にして、」として読点「、」を入れた形の「自分自身を大事にして、他者とも尊重し合い...」とすれば良いと思う。

読点「、」を入れると2重の感じがなくなる、読点「、」を入れることで良いと思う。

それでは、「自分自身を大事にして、他者とも尊重し合い…」というように読点「、」を入れるという修正することで如何か。また、前回からの修正箇所の部分についても了解をいただければ、前文については、これをもって、検討委員会としての最終案とすることでよろしいか。(出席委員全員了承)

次に条文の修正箇所について確認や意見をいただきたいと思う。

最初に市及び地域住民等の責務として新たに追加した子どもの居場所に関する条文について確認をお願いします。(特に発言なし。)

意見がなければ、承認いただきたいがよろしいか。(出席委員全員了承)

次に第14条について、「子ども会議」についての規定であるが、前回の会議では「子ども会議」という固有名詞であるという指摘もあったが「子ども会議を開催する等」という表記を追加することで意見をまとめたが事務局と法制部門との調整の中で「子どもによる会議を開催する等」とした方がよいのではないかと、お手元にある形での提案ということになっている。

ただ、大人が開く「子ども会議」というものもあり、「子ども会議」自体が固有名詞である訳である。大切なのはここで誰が主体で、誰が主人公かということになる。そういうことからすれば、「子どもによる会議」、子どもが主体の会議、そして子どもたちが自らの意見を形にしていく会議というところで、事務局からは、「子どもによる会議」ということで提案があった。

議決どおりとすれば、「子ども会議」となるが、意見をいただきたいと思う。

「子どもによる会議」としても固有名詞には変わりはないと思う如何か。

前回の会議の中で、「子ども会議」に関する各委員の意見として、子どもが主体的に参加する会議が大切であるということ、大人が用意したものに子どもが参加するというだけではないという意図があるということ踏まえ、法制部局と調整する中でも、子どもが主体的に参加して意見を言うという会議を市として実施するという意味合いで書き込んだものである。

これは、参加の前提として、子どもは参画する、子どもが企画し、子ども自身が作る会議であり、大人が作る会議ではないと理解している。

参加権といっても、参加権には子どもなりの成長と発達に応じた参画権、いわゆる計画し、参加するというものである。参加するのであれば大人がやっているものに来てもらえれば良いわけで、そういうことでは、過日、実施した子どもミーティングは参画ではなかった。参加と参画を明確に分けてそこまで保障すべきということも踏まえて、ご意見をいただきたい。

より明確にするためには、子ども主体の会議を少しでも具体的にこの条文の中で表現する必要があり、例えば、「子どもの参画による」というような文言をいれることも一つの方法かもしれない。

この条例は、あるべき姿というか、理想としていることを条文にすること

で良いと思う。「子どもによる会議」というのを是非とも実現したいと考える

全国で、「こども会議」と言えば通用する固有名詞になっている。「子どもによる会議」とすると、学級会レベルではないかとして、後退したイメージとしてもとれる。

「子ども会議」も市が開催するものだから、会場を設定したりすることは大人の作業であるし、大人の手を借りていかなければ立ち上がらないというのは周知の事実であるが、子どもが段階を踏んで主体的になっていくために支援するのは大人であり、大人も関わりながら子どもが主体になっていくものである。

「子どもによる会議」と言ってしまうと子どもの、子どもによる、子どものための会議で、子どもだけで何かする機会を確保しますよという、市は機会だけを確保しますよという文書構成なので、学校でやっている学級会を指して確保していますとされたら、それは違うと思う。

変更したのは、子ども・子育て会議というものが別にあるので、重複するから変更したのではないかと思っていた。そうではないということであれば、もともとの「子ども会議を開催する等」又は「子ども会議等を開催する」にした方が、全国の人に分かりやすいと思う、これは市のものであるが、全国にも発信していくものでもあるので、慣例化した言葉を使うことに意味があると思う。

全国では、子ども会議というのは概念として定着しているのか。

言葉としては定着している。

内容を含めて、言葉として意味していることは何か。

段階的に子どもが、自由に審議できる会議ということである。それを目指しているものである。言い換えると、子どもが自由に審議できる会議等の設置というように言いかえている。

条例でこの内容を規定すると、この運用について、市はどのように考えているのか。規則等を作るのか。

規則を制定して補っていきます。

条例の表現は「子どもによる会議」でも「子ども会議」でもどちらでも良いと考えており、要はこれを運用する規則にしっかりと検討委員が考えるようなことが盛り込まれることが重要だと思う。

全国的に「子ども会議」という言葉を使用している条例がある中で、あえて、「子どもによる会議」と変えて使うのか。

全国に通用している言葉を変えることによって、別の疑義が出てくる可能性があって、それなりの説明がないといろんな疑念が出てくると思う。

規則の運用の中でしっかりと担保することが重要で、答申の際にはそこにも触れたほうが良いと思う。

規則に委ねるとしても、文言上、歯止めをかけておかないと、いくらでも悪い方に使えるようになってしまう。

他の自治体にも解ってもらえるようにするのであれば、浸透している「子ども会議」という方が良いと思う。

「子ども会議」を固有名詞として使うのであれば、誰でもわかるように括弧書きにより、どんな意味のものであるか注釈が必要になるのではないか。

「子ども会議」と「子どもによる会議」は、あまり中身は異なるものではないと思うが、児童の権利に関する条約の中でこれだけ、一般化しているものをあえて使わずに「子どもによる会議」とすることに意味があるのかと思う。

第14条は、意見表明と参加の確保、参加権を設けるということで、会議に結びついている。

「子ども会議」については、意見表明、参加権をきちんと担保していくというものであるとするならば、「子ども会議」という言葉の目的・性格をもう少し規定する言葉を入れて、「子ども自身による子ども自身の参画による子ども会議を開催する」など、基本的なイメージが伝わるようにして、意見表明・参加の確保をいかに担保するかという条文でなければならない。

もう一点の考え方として、各自治体が設けている子どもの権利に関する条例で、「子ども会議」という言葉が一般化していると言えるかどうかかわからないが、一つの共通な概念として受け止められているのであれば、それを用いるとして、この条文の目的である意見表明・参加の確保というところを若干でも書き込んだ形で条文化して「子ども会議」を残すかと言うところになる。

先ほど学級会という言葉が出たが、これこそ、まさに子どもたちが民主的な人間に育つ場の一番大事な部分と思う。小さい、大きい、全市的ということとは関係ない。全市的に大きくやればそれで済むものではないし、私たちの日常の中において、子どもたちの意見をどうやって大事にしていくか、そして、子ども自身がそういうことをきちんと表明できる場というのが、参加権であり意見表明権だと思う。

子どもミーティングというものを今後も継続して実施していくということであるが、今回は大人主体であったが、段階を踏んで子ども主体にしていくというメッセージと受け止めていた。ならば、その延長で、市は子どもミーティングを開催する等でも構わないとも思う。ただ、全国と通っている「子ども会議」の方が分かりやすいと思うし、子どもによるということを入れる

のであれば「子ども会議を開催する等、子どもが主体的に参加する機会を確保し…」というように主体的であるということが分かるようにすれば良いと思う。子どもが主体的にと言う言葉を入れるのはどうか。

他市の条例でも使われているように「子ども会議を」が一般的だという視点に立てば、「子ども会議」という言葉を使うことが良いという意見である。

この議事録も公開されるわけだから、規則を作るに当たっても尊重されることが前提と考える、この意図は伝わると考える。

ここまで議論したわけだから、採決しても構わないのではないか。

それでは、様々な意見が出て、議論されたので、採決とさせていただく、前回「子ども会議を開催する等」ということで文言を規定した。この文言に賛成の委員は挙手をお願いしたい。(出席委員全員賛成)

「子ども会議を開催する等」と決したので、事務局は、この結果を踏まえて法制部局と調整していただきたい。

本日の修正箇所については文言整理となるので、修正の確認は、委員長である私に一任ということによろしいか。(出席委員全員了承)

以上で、条例案の検討審議について終了ということになる。全委員による熟慮と英知を集めて、子どもの未来がしっかりと踏まえらるるような条例案となったと思う。全体を通して、何か意見があるか。

第7章について、もともとは、子育て支援に関する施策の推進だったが、前回の会議で、子どもの関する施策の推進に変わった。

変わる前までは、検証組織等のことが入っていたが、それは子ども子育て会議の中にあるので削除したということであった。子どもに関する施策の推進と変わったことにより、検証機関等のことについて基に戻す必要はないか。

子どもの計画やその計画の進捗管理については、市の子ども子育て会議の役割として、相模原市子ども・子育て会議条例に規定しているので、第7章に新たに規定する必要はない。

推進があって、計画があって、検証があるものが多いので、推進だけで良いものかと感じたことから、再確認させていただいた。

子ども・子育て会議に検証機能があるということである、むしろ、その検証の裏付けとして、子どもの権利の立場での条例という位置付けになる。

個人としての要望ではあるが、やはり、救済委員は単なる申立てからの救済だけでなく、救済事例を通して、救済すべき事柄を通して、やはり市長に対して、きちんとした施策への提言ができるということについて救済委員の権能として規則に盛り込んでいただければと思う。

救済委員は救済が中心になるが、すべての施策への子どもの権利保障について、侵されることが無く、また損なわれることなく、円滑に保障されてい

くかどうかのチェック的な機能も救済委員に付されていると解釈してよいのではないかと思う。申立を介して意見具申ができるということは救済委員の職務の中に盛り込んでいただきたいと思います。

全国にこの条例が見えたときに、推進しか見えないのが残念である。検証を実施していても、それが披露できない。

施策の根源、施策の裏付け、施策の立脚機関としての子どもの権利保障をこの条例の中に、土台を定めたと理解していただきたい。

来年の1月16日に会議を予定しているが、パブリックコメントのあとの修正されたものは示していただけるのか。

様々な意見が寄せられると考えている。修正箇所があれば検討委員へ示させていただくとともに、寄せられた意見も合わせて提示したいと思う。

1月16日については、年間スケジュールとして予定させていただいたが、パブリックコメントの実施期間が終了していないことから日程を変更させていただくことを考えている。

この条例案を市長に答申すると、その後は、検討委員が検討すべき段階はもう無いということになる。

あとは、庁議やパブリックコメントにより、市長がどのように中身を変えるかについて、検討委員は立ち入れない。

あくまでも案文の作成を託されたのであって、条例案として答申した時点で検討委員の手を離れたものである。

ただし、我々が作成した案分がどのように変わったのかは気になるので、出し直すということにはならないが確認したいと考える。

条例に基づく救済制度にわれわれ条例案を作った者が関わらないことを確認しておきたい。作る者と動かす者は分離すべきと考える。

全委員揃って、条例案を完成させることができた。すべての検討委員の真摯な取組と忌憚のない意見、これが相模原市の子どもたちの明るい光となって、子どもの権利条例ということで反映されることを心より願っている。

## (2) その他

答申前の最後の検討委員会であるため、答申を含め、今後の流れについて説明を行った。

以上



（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員  
出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	岩城 栄二	横浜弁護士会 弁護士		出席
2	大溝 茂	桜美林大学教授	委員長	出席
3	小川 紳夫	元小山小学校長（退職校長会）		出席
4	森 長秀	日本大学准教授	副委員長	出席
5	遠藤 靖明	公募委員		出席
6	小林 祥子	公募委員		出席
7	下鳥 良礼	相模原人権擁護委員協議会		出席
8	田代 秀之	相模原市小中学校 P T A 連絡協議会		出席
9	田所 昌訓	相模原市自治会連合会		出席